

令和7年度 ウミタケ調査操業実施要領（案）

1. 調査の目的 有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために調査操業（漁協による調査操業）を行い市場調査を行うことで、市場における有明海産ウミタケの需要、評価、価格面の把握を行うことを目的とする。
2. 調査の方法 ネジ棒及び簡易潜水器を用いてウミタケの採捕を行い、市場に出荷し市場調査を行う。
3. 調査年月日 ネジ棒・簡易潜水器共に6月 日～6月 日までのうち、最大6日間（荒天時は中止（順延無し）、土曜休漁）
4. 調査操業時間 ネジ棒及び簡易潜水器とも調査操業開始から2時間以内
※簡易潜水器はポンベ2本上限
5. 調査操業漁船 ネジ棒・簡易潜水器共に最大5隻
6. 調査操業海域 佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場は除く）
（ネジ棒は漁獲実績のある漁場、簡易潜水器は県許可漁業にて昨年許可された操業範囲内とする）
7. 調査操業の条件
 - ①ネジ棒及び簡易潜水器業者の操業により調査を行う
※双方リーダー船を選定し調査操業の開始・終了・中止等の指揮にあたる
※調査操業の従事者は必ずライフジャケットを着用すること
 - ②調査日毎に別紙の調査操業日誌を記載する（調査操業日誌作成予定）
 - ③採捕対象生物はウミタケのみとする
 - ④漁獲量は1日1隻3箱を目途とする
 - ⑤採捕したウミタケは調査操業実施者が筑後中部魚市場(漁協仕切り)に出荷する
8. 調査操業実施者への精算方法
ネジ棒・簡易潜水器……調査操業における水揚げ金額から必要経費を差し引いた残金を調査終了後に実施者へ精算する
※ネジ棒及び簡易潜水器それぞれ各々に精算する